

## 令和6年度第2回旭川市契約審査委員会の議事概要

日 時 令和7年1月24日（金） 13時00分～14時20分  
場 所 旭川市総合庁舎7階 会議室7B  
出席者 委員 浅田委員長  
大石委員  
小関委員  
土田委員  
土木部 公園みどり課公園建設係長  
水道局 経営企画課長  
経営企画課長補佐  
経営企画課契約係主査  
下水道施設課下水道建設係長  
市立旭川病院 経営管理課管理係長  
経営管理課管理係主査  
事務局 総務監  
契約課長  
契約課主幹  
契約課主任

### 1 開 会

委員長から挨拶。

事務局から本日の出席委員は4名で定足数に達していることから会議は成立していることを報告。

### 2 審議・報告事項

#### (1) 令和6年度（上半期）の入札・契約手続の運用状況等についての報告

・発注、指名停止等について（市長部局）

（委員長） 令和6年度上期の運用状況等の報告をお願いします。

（事務局） （契約課から、資料1から資料4まで及び資料6について報告。）

（委員長） ただいま、旭川市から報告を受けたところではありますが、何か意見等がありますか。

（委員） 資料1について、随意契約の金額が非常に大きくなっていますが、これはなぜでしょうか。

（事務局） これは近文清掃工場の再延命化工事が高額の契約のため、随意契約額

が大きくなっています。

(委員) これは特命随意契約となっていますが、これも入札はするのですか。

(事務局) 入札をする形ではなく、特命の随意契約なので、特定の1者から見積書を提出させて契約するものになります。

(委員) 相手方を選定するルールのようなものはあるのですか。

(事務局) この工事に関しては、現在稼働している工場の機械を再延命化するものなので、当初工事を行った業者しか対応できないため、1者特命の随意契約となっています。

(委員) ほかに特命随契がありますが、これらも同じように1者しか対応できないのですか。

(事務局) ほかの2件については旭川聖苑の火葬炉の工事ですが、同様の理由となります。

(委員) 令和5年度の随意契約も特命ですか。

(事務局) はい。

(委員長) ほかに意見等がありますか。

(意見等なし。)

それでは、この報告について了承したということにいたします。

## (2) 抽出事案の審議

### ・今回抽出事案の審議 (市長部局)

(委員長) 抽出委員から抽出理由についての報告をお願いします。

(委員) 市長部局の抽出については、業種が造園のものをすべて抽出してもらいました。説明していただく前に質問ですが、資料5では設計担当課がすべて公園みどり課になっており、資料1の担当課と違っていますがこれで合っていますか。

(事務局) 資料1の担当課は当該工事の予算執行を行う課を列举しており、資料5は設計を担当する課が列举されているため、今回の抽出案件についてはすべて設計担当課が公園みどり課になっています。

(委員長) それでは、旭川市から抽出事案についての説明をお願いします。

(事務局) (契約課から資料5抽出事案について説明)

(委員長) ただいま事務局から説明いただきましたが、何か質問等がありますか。

(委員) 91%台での落札が多くありますが、この落札率には意味がありますか。

(事務局) 91%台の工事はすべて最低制限価格と同額で落札されたものになります。

(委員) 以前もこの業種を抽出してもらったのですが、今回を見ても落札率がばらけるのではなく、高いものと低いものに分かれる傾向にあるように思います。もう少し継続して見てみたいと思いました。

- (委員 長) 金額と落札率については関係があるように見えますか。
- (委員) 金額よりも参加者が関係しているように見えます。共同企業体の場合は95%前後で、単体だと上下に分かれる傾向にあります。
- (委員 長) このことについて旭川市から補足等がありますか。
- (事務局) 91%台の落札は7件ありますが、すべて最低制限価格で落札となったものであり、うち5件はくじ引きによる落札となっています。そのうちでもNo. 141については参加者13者全員でのくじになっています。
- 99%台の落札は3件ありますが、すべて2者しか応札がなかったものであり、参加者が少ないため競争になりにくく高い金額での落札となったのではないかと想像しています。
- (委員) 13者のくじとありましたが、同額で入札されることについては、これまでも積算ソフトの精度が高いためと聞いていましたが、造園についても同様ですか。
- (事務局) 造園に関しても公表されている単価をもとに積算するため、同様になります。
- (委員) 最低制限価格は非公表となっていますが、実質的にはソフトで出せる状態にあるということですか。
- (事務局) 最低制限価格の算出方法、計算式については市で公表しており、土木工事、造園等の積算に使用される単価についても積算基準として公表されているため、これを設計の数量に当てはめていくと、ある程度正確な数字がソフトで算出ができるような状況になっています。
- (委員) 土木工事では落札制限による失格がありましたが、造園では落札制限はかけていないのですか。
- (事務局) 落札制限は同一の公告日の工事に適用するため、造園でも同一公告日の案件が複数ある場合は落札制限を行います。
- (委員 長) そのほかにありますか。
- (委員) 抽出事案に関することではないのですが、資料6の関係で、わたしが委員になってから問題となった事案はなかったのですが、直近で談合等の問題が起きたのはいつごろになりますか。
- (事務局) 平成25年に市の職員が逮捕・起訴された贈収賄事件が直近のものだと思います。
- (委員) その事件は入札方法の問題によるものではなかったということですか。
- もし過去に入札方法の問題による案件があれば、審査委員としてどういったところに目をつければいいのかという参考になるかと思ってお聞きしました。
- (事務局) 入札制度という意味では、昔は指名競争入札が行われていたのですが、現在はすべて一般競争入札で行われており、旭川市も事業者も、どの事業者が参加してくるかわからない状態で入札を行うので、談合はできない

状況を作れていると思います。

(委員 長) わかりました。そのほかに質問等がありますか。

(質疑等なし。)

それでは、市長部局の審議を終了します。

(3) 令和6年度（上半期）の入札・契約手続の運用状況等についての報告

・発注、苦情処理等について（水道局）

(委員 長) 水道局から運用状況等の報告をお願いします。

(水道局) (水道局から、資料1から資料3まで及び資料5について報告)

(委員 長) ただいま水道局から報告について、何か質問等がありますか。

(質疑等なし。)

それでは本件は報告を了承したものとします。

(4) 抽出事案の審議

・今回抽出事案の審議（水道局）

(委員 長) 抽出委員から抽出理由についての報告をお願いします。

(委員) 水道局については発注課に着目して、下水道施設課が発注する下水道工事のうち、契約金額が大きいものを5件抽出しました。

(委員 長) 水道局から抽出事案についての説明をお願いします。

(水道局) (水道局から資料4抽出事案について説明)

(委員 長) ただいま水道局から説明いただきましたが、何か質問等がありますか。

(委員) 最後の案件は1者しか応札がありませんが、これはB等級がここだけだからというわけではないのですか。

(水道局) この工事は金額的に土木のB等級の工事なのですが、土木B等級の事業者で要件を満たす業者が5者しかいないため、格付け要件をA等級まで広げて発注しています。A等級まで広げると要件を満たす業者は26者となりますが、B等級の金額の工事のためA等級の事業者の参加も少なく、B等級の5者のうち1者だけが応札してきたものになります。

(委員) B等級というのは、価格が低いということですか。

(水道局) はい。金額区分でB等級は1,200万円から3,500万円までの予定価格の工事が対象となります。

(委員) A等級は21者とのことですが、その割に参加者が数者と少ないですね。

(水道局) 21者は工事のそのほかの要件を満たしている事業者の数ですので、要件を絞らなければ33者ですが、市長部局の発注工事をメインに請負っている登録事業者が多いため、水道局の工事に参加する事業者は一部に限られているというのが現状です。

(委員 長) ほかに質疑等がありますか。

(質疑等なし。)

それでは、水道局の審議を終了します。

(5) 令和6年度(上半期)の入札・契約手続の運用状況等についての報告

・発注・苦情処理等について(市立旭川病院)

(委員長) 市立病院から運用状況等の報告をお願いします。

(市立病院) (市立病院から資料1から資料3まで及び資料5について報告)

(委員長) ただいま、市立病院から報告を受けたところでありますが、何か質疑等  
はありますか。

(質疑等なし。)

それでは、この報告について了承したということにいたします。

(6) 抽出事案の審議

・今回抽出事案の審議(市立旭川病院)

(委員長) 抽出委員から抽出理由についての報告をお願いします。

(委員) 病院は件数が少ないので、大きい金額の随意契約を抽出しました。

(委員長) 抽出事案についての説明をお願いします。

(市立病院) (市立病院から資料4抽出事案について説明)

(委員長) 何か質問等ありますか。

(委員) この案件は更新となっていますが、当初導入時も特命随意契約だった  
のですか。

(市立病院) 当初は病院全体の改築工事に含めた契約だったので、一般競争入札で  
導入しています。

(委員) 当初の入札の際には、その後のメンテナンスや更新に係るコストなど  
は考慮されるのでしょうか。

(市立病院) 当初の入札で決定した機器の更新の際は、他の業者で更新が可能かど  
うかを確認して契約方法を決めており、当初導入業者でなければ更新が  
できないとのことだったため、今回のような契約になっています。

(委員) つまり更新のことは特に考慮せずに当初は契約をしているということ  
ですね。

(市立病院) はい。

(委員) 旭川聖苑の火葬炉更新も毎年随意契約をしていて、当初を安くしてあ  
とから大きく取るというようなことも考えられるのかと。最初は一般競  
争入札をしても、更新が随意契約になってしまうと、競争原理がうまく働  
かないのではないかと思い、こういった質問をしました。

(委員長) ほかに質問等ありますか。

(質疑等なし。)

それでは、市立病院の審議を終了します。

(7) 電子入札・電子契約システムの導入について

(委員長) 電子入札・電子契約システムの導入について、事務局から説明をお願いします。

- ・模擬入札(R7.2 予定)、試行入札(R7.3 予定)及び電子入札(R7.4 から)の実施について

(事務局) 電子入札・電子契約の進捗として、2月に模擬入札、3月に試行入札、4月からは完全実施とする予定となっています。

旭川市と水道局が発注する建設等工事と設計・測量委託については、令和7年4月から電子入札・電子契約システムを本格実施します。

この準備のため、12月17日と1月10日に事業者説明会を開催し、説明会での資料や動画、質疑応答集などを市のホームページで公開し、制度の周知を図っているところです。

また、現在、規則や要綱の改正を行っているところです。

- ・設計金額の公表について

(事務局) 設計金額は資料のとおり入札・契約の透明性・競争性を高めるため、平成11年10月から公表を継続しています。

以前の委員会において、事前公表をやめてはどうかとの意見をいただいたところですが、旭川市としては、メリット・デメリットを勘案した上で、これまでどおり事前公表を継続していきたいと考えています。

今後の状況変化によっては再度検討をしていきますが、当面の間は継続したいとの考えですので、各委員の理解をいただきたいと思います。

- ・変動型最低制限価格について

(事務局) 変動型最低制限価格の制度は平成19年度から運用しています。

変動型を用いない場合は調査基準価格が最低制限価格となりますが、調査基準価格は、国が示す算定方法により設計価格の直接工事費や共通仮設費など、積算ごとにそれぞれ一定の割合を乗じて算出した金額で、一般的には、この価格以下で工事を請け負うと、工事の品質確保が困難になったり、下請け企業へ支払われる請負額がダンピングにより不当に抑えられたりするなどの恐れがあるなど、公共工事として発注する請負額としては不適當な額となるとされています。

本市では積算システムの機能向上により、調査基準価格が比較的容易に算定される現状に対応するため、変動型最低制限価格制度の導入を図ったものと推測されます。

電子入札・電子契約システムを導入するに当たって、本市の変動型最低制限価格制度をシステムに反映するためには、多額の改修費用が必要となることなどから、北海道が使用する標準的な電子入札システムを導入することとしたものであり、このことにより、電子入札システムを利用す

る場合、変動型最低制限価格制度を適用することがシステム上できないことから、一旦、この変動型最低制限価格制度については運用を中止することとしたいと考えています。

設計金額の公表と同様、今後の状況を見ながら再開を含め検討していく考えですので、各委員の理解をいただきたいと思います。

(委員 長) 電子入札・電子契約の報告について、何か質疑等がありますか。

(委員 長) 変動型最低制限価格については、メリットはあるが電子入札システムで対応するためには費用が多くかかるため、制度の運用を中止しますがよろしいですかということですね。

(事務局) はい。また、現状では実際に変動型が適用される事例はあまり多くなく、令和5年度の実績では、404件の入札案件の中で変動型適用は17件で、制限価格の変動率も最大で1.8%となっていることから、中止してもそれほど影響は大きくないという考えです。

(委員 長) わかりました。ほかに質問等がありますか。

(意見等なし。)

それでは、この報告について了承したということにいたします。

#### (8) 労働者賃金等実態調査について

(委員 長) 労働者賃金等実態調査について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 労働者賃金等実態調査については、令和元年度から令和4年度まで毎年実施し、賃金上昇や労働環境の改善が見られることから、いったん休止し、令和5年度、令和6年度は実施しておりませんでした。

以前の委員会でも、その後は2、3年おきに調査を実施することが望ましいとの意見をいただいていたので、令和7年度に調査を実施しようと考えています。

(委員 長) このことについて、何か意見はありますか。

(委員) この調査を行うときに、なるべく事業者手間をかけさせないような工夫をしてほしいです。決まったエクセルの表に入力を求めて、それ以外では受け付けないというようなものではなく、少し弾力性を持たせて調査をしてほしいです。

(事務局) 集計を行うときに、一定の入力規則等を作っておかなければ、統計上適正なデータが取れないということもあるので、事業者にはある程度負担をかけることにはなってしまいますが、できるだけ負担を減らせるような方法を検討しながら実施していきたいと思っております。

(委員 長) スケジュールとしては、令和7年4月の工事から調査を行うということですか。

(事務局) はい、令和7年4月から令和7年9月までの上半期の発注工事について調査を行い、取りまとめて委員会に諮るという形になります。

(委員 長) わかりました。ほかに意見等がありますか。

(意見等なし。)

それでは、この議題について終了したいと思います。

#### 4 その他

- ・ 次回の抽出委員の確認について

次回の抽出事案の審議案件に係る抽出委員は、会議の開催が委員の改選後になるため事務局に一任することとした。

- ・ 次回委員会の日程について

令和7年8月1日(金)午後3時から実施することとした。

#### 5 閉 会

以上